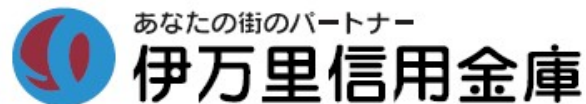


# Imarishinkin Bank Report SEPT. 30, 2023

令和5年9月末  
仮決算のご報告



## 目 次

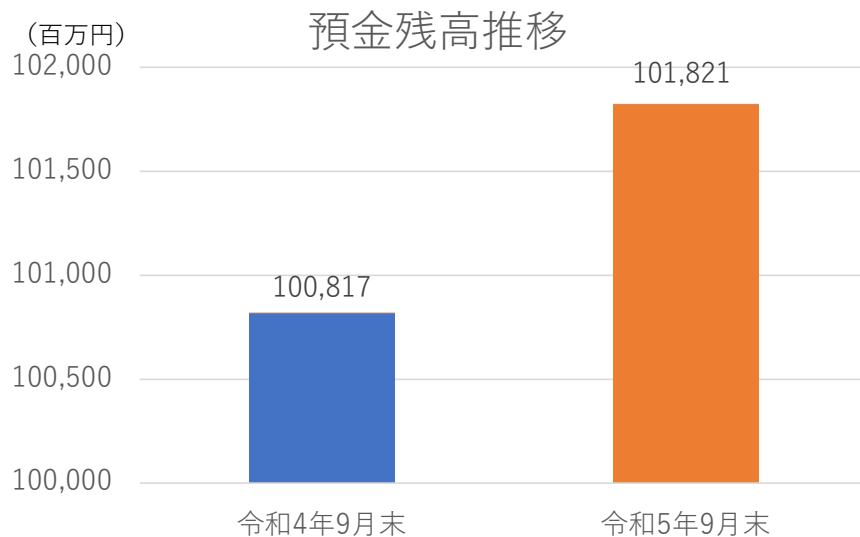
1. 預金及び貸出金の状況 . . . . . 1
2. 有価証券の保有状況 . . . . . 2
3. 損益の状況 . . . . . 3
4. 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権  
の保全・引当状況 . . . . . 4
5. 自己資本（単体）の状況 . . . . . 5
6. 経営者保証に関する取組方針 . . . . . 6



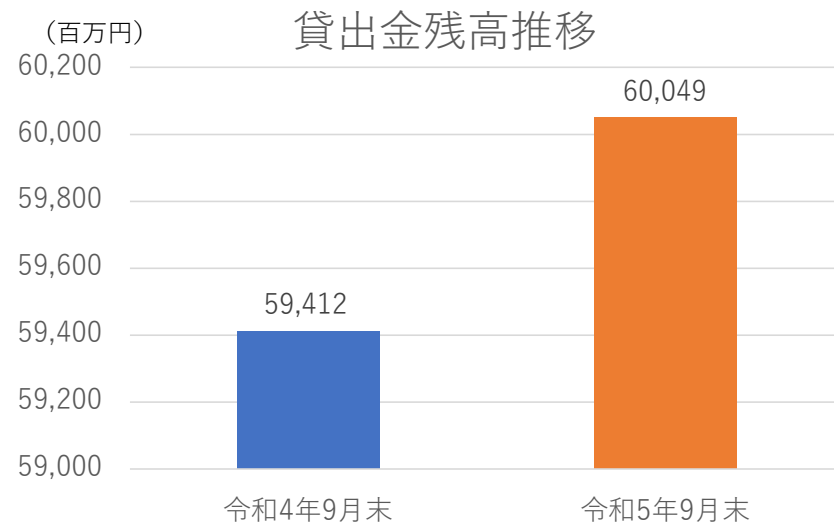
あなたの街のパートナー

伊万里信用金庫

## 1. 預金及び貸出金の状況



預金の令和5年9月末の残高は、前年同月比1,004百万円（0.99%）増加し、101,821百万円となりました。  
今後とも地域の皆様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新しい商品の開発やサービスの一層の充実に努めてまいります。



貸出金の令和5年9月末の残高は、対前年同月比636百万円（1.07%）増加し、60,049百万円となりました。  
今後とも、地域の皆様の必要な資金の供給に努めてまいります。

## 2.有価証券の保有状況

科目別

(単位：百万円)

	令和4年9月末	令和5年9月末
国債	4,839	3,454
地方債	2,039	1,663
社債	11,747	11,125
(うち公社公団債)	2,383	2,056
(うち金融債)	391	571
(うちその他社債)	8,973	8,497
株式	1,042	867
外国投信	1,303	1,579
外国証券	3,108	3,448
その他の証券	54	58
合計	24,136	22,196

### 3.損益の状況

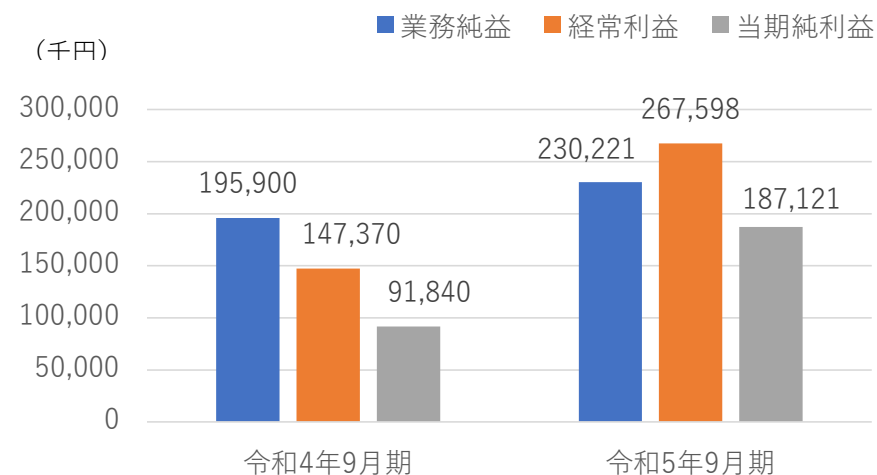
(単位：千円)

	令和4年9月期	令和5年9月期
業務純益	195,900	230,221
実質業務利益	196,615	230,142
コア業務純益	178,738	165,387
コア業務純益 (投資信託解約損を除く。)	131,803	152,201

業務純益は、対前年同月比34,320千円増益の230,221千円となりました。

コア業務純益は、対前年同月比13,350千円減益の165,387千円となりました。

注)コア業務純益とは本業の利益を表すもので、業務純益から国債等債券の損益と一般貸倒引当金繰入額を除いたものです。



経常利益は、対前年同月比120,228千円増益の267,598千円となり、当期純利益は、対前年同月比95,280千円増益の187,121千円となりました。



あなたの街のパートナー

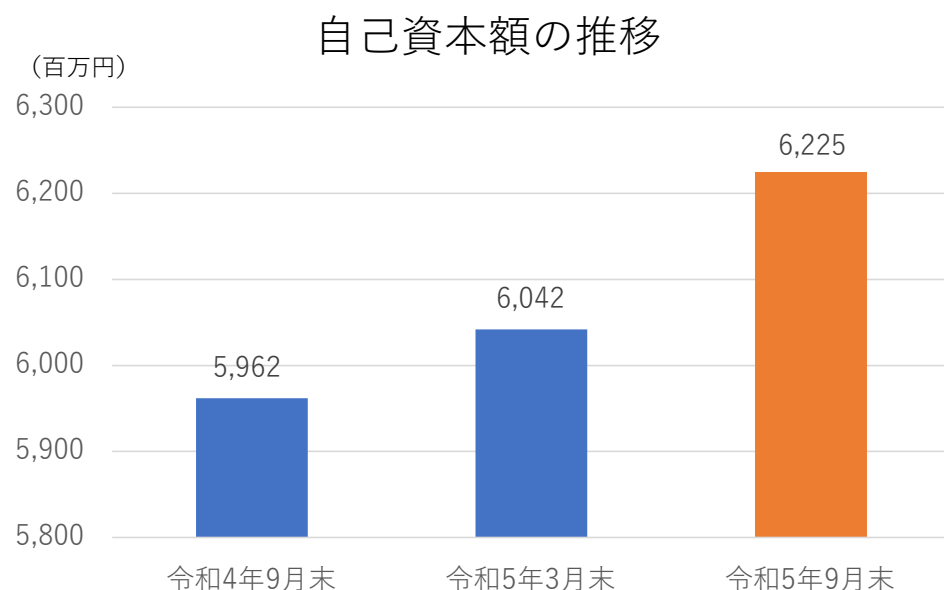
# 伊万里信用金庫

## 4.信用金庫法開示債権（リスク管理債権） 及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

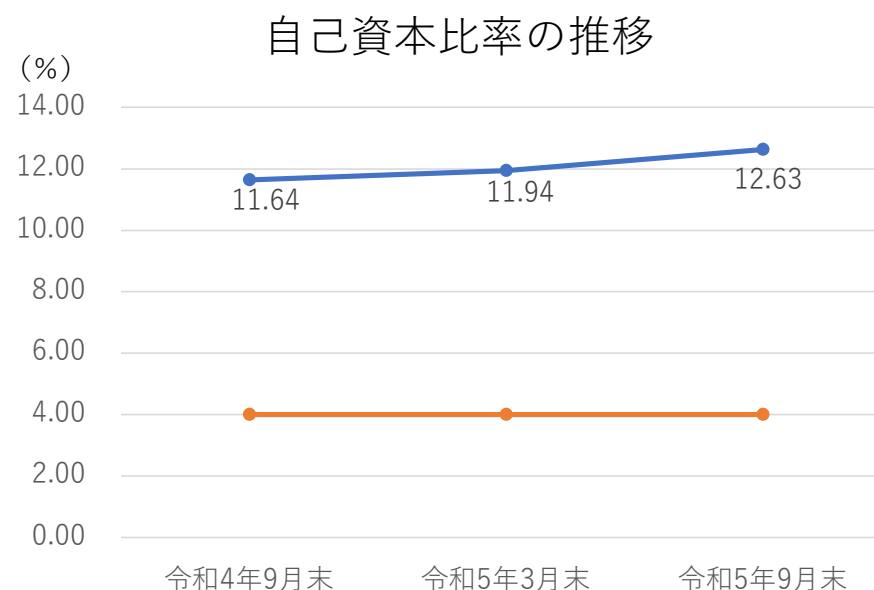
(単位：百万円)

区 分			令和4年9月期	令和5年9月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権			1,391	1,150
危険債権			898	808
要管理債権			—	—
三月以上延滞債権			—	—
貸出条件緩和債権			—	—
小計		(A)	2,289	1,958
保全額		(B)	2,161	1,957
	個別貸倒引当金	(C)	936	914
	一般貸倒引当金	(D)	—	—
	担保・保証等	(E)	1,225	1,042
保全率	(B) / (A) (%)		94.4%	99.9%
引当率	((C) + (D)) / ((A) - (E)) (%)		87.9%	99.8%
正常債権		(F)	57,189	58,168
総与信残高	(A) + (F)		59,479	60,127

## 5.自己資本（単体）の状況



自己資本の令和5年9月末の額は、対前年同月比263百万円増加し、6,225百万円となりました。



令和5年9月末の自己資本比率は、対前年同月比0.99ポイント増加し、12.63%となり国内基準（4%）を上回る高い水準を維持しています。

## 6.経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下の通り取り組みます。

- お客様が融資等資金調達のお申込みをされた場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性についてお客様の意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることが止むを得ないと判断し、経営者保証をご提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して適切な保証金額の設定に努めます。
- お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。
- 手形割引については、経営者保証を原則不要とし、適正な判断に努めます。

以上